

第2章

米州関係の再編とラテンアメリカの経済統合

はじめに

1980年代末から90年代にかけて、米国とラテンアメリカの関係やラテンアメリカ域内における各国の関係に関しては、それまでには見られなかった一連の新たな動きが見られる。

例えば、1990年6月のEAI構想（Enterprise for the Americas Initiative、中南米支援構想）の発表とその後の米国とラテンアメリカ各国との関係の新たな展開、南部諸国の共同市場（MERCOSUR）の形成に向けての進展や、ラテンアメリカ統合連合（ALADI）の再活性化、アンデス地域統合の加速化、中米共同市場の再建と活性化などの動きが目立っている。

こうした動きの背景には、米州を取り巻く国際関係の変化やラテンアメリカ諸国自身の政治経済状況の変化を要因として挙げることができよう。

最も重要な要因としては、ベルリンの壁崩壊以後の東欧における急速な変化と、その後の国際新秩序の構築に向けての動きの中で、米国がラテンアメリカとの関係を見直し、新しい枠組のもとでの米州関係の構築を目指す政策を打ち出したことが挙げられる。一方、ラテンアメリカ側の状況にも大きな変化が見られる。その第1は、ECの完全統合への動きや米国の新しい政策に対応するためには、ラテンアメリカ諸国自身が経済統合の再活性化を行な

い、地域内での結束を強める必要があるとの考え方が強まっていること、第2に1982年の累積債務危機を乗り越えるために構造調整政策を実施し、90年代に入ってようやく多くの国々で経済の回復の見通しが強まっていること、第3にその中でラテンアメリカ諸国の自由化が進み、貿易政策、投資政策の面で各国の足並みが次第に揃う状態となってきていること、などである。

本章では、ラテンアメリカにおける地域協力・地域統合にこれまで見られた特徴についてまず整理し（第1節）、次にEAI構想を初めとするポスト冷戦時代の米国の対ラテンアメリカ政策について、より総合的に検討し（第2節）、その特徴を明らかにし（第3節）、これに対するラテンアメリカ諸国の中立場について検討し（第4節）、さらにその観点から、最近のラテンアメリカにおける地域経済統合の活性化の動きを検討する（第5節）こととする。

第1節 ラテンアメリカにおける地域協力・地域統合の 3つのタイプ

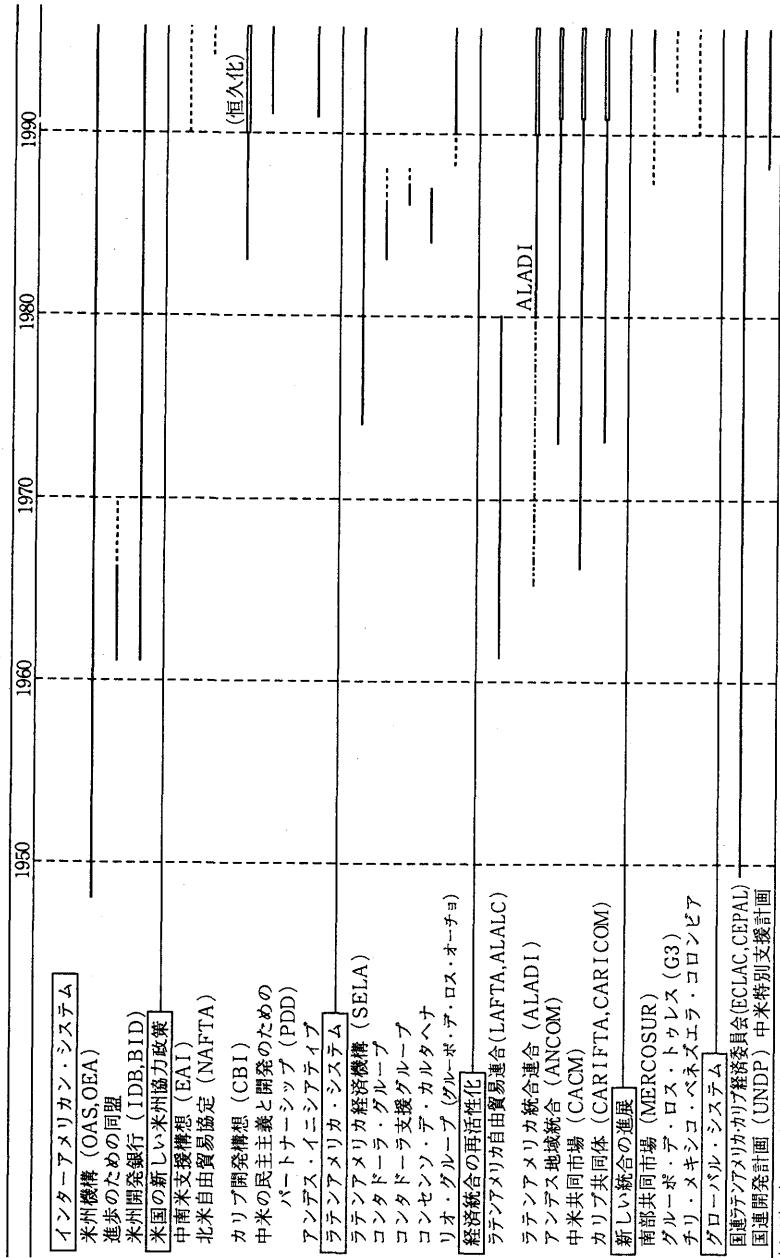
ポスト冷戦時代における米州関係の新たな展開について検討するに先立ち、まず、ラテンアメリカにおける地域協力や地域統合の持つ構造と、その特徴について見ておくこととしたい。

ラテンアメリカ地域における各種の協力のシステムは、基本的には互いに補完、または相克する次の3つのシステムに分けることができる。第1は、ラテンアメリカ諸国間の協力・統合システムであり、第2は米国を含むシステムであり、第3は米国と米州以外の国々を含むシステムである。

このような分け方は、ラテンアメリカ地域に限らず、アフリカやアジアについてもある程度あてはまるであろう。すなわち、上に述べた米国に代えて、アジアの場合は日本、アフリカの場合はヨーロッパを置き換え、3つの協力システムをそれぞれの地域について考えることができるからである。

しかし、ラテンアメリカの場合の重要な特徴のひとつは、世界最大の軍事

第1図 インターアメリカン・システム、ラテンアメリカ・システム、グローバル・システムの進展



(出所) 本図は本編で検討したこととを整理して図表化したものであり、筆者の概念図であり厳密なものではない。詳細は本文参照。

力と経済力を有する米国の存在は、他の途上国地域に対する日本、ヨーロッパのそれよりもはるかに強い影響力を有するものであることである。しかも、モンロー宣言以来、米国は米州域外からの干渉を排除し、米州関係を強化することを基本的方針としてきたことは、周知のとおりである。

そこで、上に述べた3つのシステムを、ラテンアメリカ・システム、インターナショナル・システム、グローバル・システムとそれぞれ呼ぶこととし、それぞれその特徴と、これまでの経緯を簡単に検討することとしたい。なお、第1図にこれら3つのシステムにおける協力の進展状況をまとめた。

1. ラテンアメリカ・システム

まず、ラテンアメリカ諸国間の協力や統合については、理想としては古くから唱えられていた。それは、独立の父シモン・ボリーバルにまで遡ることができよう。しかし、実行に移されたのは比較的遅く、経済統合については1960年代に入ってからであり、また、ラテンアメリカ全域をカバーする一般的性格の経済協力機構の設立は、75年のラテンアメリカ経済機構（SELA）の発足に至るまで行なわれなかった。なおこれと並んでラテンアメリカ・エネルギー機構（OLADE）、ラテンアメリカ中央銀行会議（CEMLA）等、他にもいくつかのラテンアメリカ地域をカバーする組織は存在している（ただし、OLADEには全ての国が参加しているわけではない）。

ラテンアメリカ諸国間の協力と統合について注目されるのは、1970年代から80年代にかけての協力や統合の方法に見られる重要な変化である。

まず、経済統合については、1960年代にラテンアメリカ自由貿易連合（LAFTA、ALALC）、中米共同市場（CACM、MCCA）、アンデス地域統合（Integración Subregional Andina、ANCOMとも呼ばれる）、カリブ共同体（CARIFTA、CARICOM）等が創設され、地域レベルでの輸入代替を推進する統合を目指した。しかし、これら経済統合は、70年代半ば頃には各種の困難に直面し、域内貿易も伸び悩んだ。

これに対し、最近推進されている新しい統合のアプローチは、1960年代のような輸入代替工業化を基礎とした統合ではない。それは後に述べるように、貿易自由化を推進しつつある各国が、まず域内レベルでの自由化を行ない、国際競争力の強化に向けて域内協力や統合を行なっていくという、新たな統合の考え方に基づくものである。それは、既に存在している主要な地域統合の再活性化の動きと、これまで存在していなかった新しい2国間または多国間の協力や統合の動きとして、80年代末から90年代にかけて強まってきている。

一方、より一般的な協力を目指して、1975年に SELA が発足した。SELA は当初目指した地域レベルでの経済協力や、ラテンアメリカと他の諸国、特に主要先進諸国との関係に関する結束した行動を推進することを目指していたが、その目的は必ずしも達成されなかった。そうした中で、80年代に入って実質的に進んだのが、個別の問題について、それに深く関わっている国が協議することによってその解決を目指そうとする、よりインフォーマルな協力の方式であった。

その動きは、1980年代におけるラテンアメリカ諸国にとって最も重要な2つの問題、すなわち中米紛争および累積債務問題をめぐって展開された。すなわち中米紛争に対しては、パナマ、メキシコ、コロンビア、ベネズエラからなるコンタドーラ・グループが結成され、のちにアルゼンチン、ブラジル、ペルー、ウルグアイからなるコンタドーラ支援グループも結成された。一方、累積債務問題については、コンセンソ・デ・カルタハナ・グループが結成された。さらにコンタドーラ・グループおよびコンタドーラ支援グループは、グループ・デ・ロス・オーチョ、さらにはリオ・グループと呼ばれる政治経済面での協力のためのグループとなり、今日に至っている⁽¹⁾。このような、80年代の特定の問題の実質的な解決を目指して結成されていったグループを、一部の研究者は「ラテンアメリカにおける新しい協力の形態」(Nuevas Formas de Concertación)⁽²⁾ と呼んでいる。それは SELA のように常設の事務局と詳細な規則を持ち、定期的会合を開き、しかもラテンアメリカの全ての

国が加盟する組織ではなく、一部の関係国が必要に応じて集まる非定期的会合による活動からなり、事務局も各国の持ち回りであることを特徴としている。また、特定の問題に対する解決を目指す少数の国からなる動きであり、そこで議論される内容については、時には秘密裡のものとなることもひとつの特徴であるとされる。

ラテンアメリカ諸国間の、協力や統合における1980年代から90年代にかけての新しい動きは、当然この時代の国際関係を反映するものであるとともに、従来ラテンアメリカ諸国間で行なわれてきたフォーマルな統合への動きや SELA 等が、必ずしも期待された成果を挙げることができなかつことへの反省に立つものであると考えることもできる。経済統合についてはさらに詳細に述べるとおりであるが、新しい動きに共通に見られる基本的考え方は、現実的に可能なことから、 pragmatique に実施していくという考え方である⁽³⁾。それはまた、先進国間の、例えば G 7 の協議のような協力の仕方に示唆されたものであるとの指摘もある。

2. インターアメリカン・システム

米国とラテンアメリカ諸国との協力を行なうシステムとしてのインターアメリカン・システムの重要な特徴のひとつは、米国の積極的なイニシアティブのもとで行なわれてきた協力システムであることがある。米州機構の本部は当初からワシントンにおかれ、かつては、ラテンアメリカにとって米州機構の果たす役割は極めて大きかった。政治・軍事面では、米国は、戦後の非常に早い時期から、ラテンアメリカとの集団安全保障体制の構築に努めている。1947年には米州集団安保条約（リオ条約）が締結され、48年には米州機構（OAS, OEA）が設立された。また、米州機構の下におかれた米州平和維持軍が活動を行なった歴史もある。

経済面での、インターアメリカン・システムにおける最も総合的な協力は、1960年代の「進歩のための同盟」であった。これは、米州機構の下に設けら

れた米州経済社会理事会（CIES）によって審議され、その進捗状況は CIES 常設委員会（CEPCIES、旧CIAP）によって審査された。また、今日米国が参加するラテンアメリカへの協力システムとして、おそらく最も重要なものは、米州開発銀行（IDB、BID）であろう。

ただし、米国とラテンアメリカの協力においても、ラテンアメリカ全体にまたがる広範な活動を行なう米州機構や、「進歩のための同盟」などによる協力は、常に成功を収めたわけではなかった。米州機構は、時期にもよるが、近年その活動は低調となっており（ただし、最近のペルーに対する対応などが注目された）、また「進歩のための同盟」は、ケネディ大統領の死以降、次第に有名無実化してゆく。こうして、1960年代末から70年代にかけてのインターナショナル・システムは、それ以前と比較してかなり後退し、むしろラテンアメリカ・システムが強まったのである。

1980年代に入ると、中米紛争の拡大もあり、米國の中米・カリブ地域の安定と安全保障への関心が強まることから、一連の新たな協力の枠組が構築されていった。しかしそれらは、ラテンアメリカ全体に対するものではなく、米国が特に関心を有するに至った地域や問題に対して作り出された枠組であったと言えよう。そのひとつは、83年に米国によって実施されたカリブ開発構想（CBI）であり、また同年発足した中米問題超党派諮詢委員会（いわゆるキッシンジャー委員会）の報告書に基づいて実施された、「中米の民主主義、平和および開発に関するプログラム」（CAI）であった（84年）。また、同様のものとしては、後述の麻薬に関わるアンデス諸国に貿易上の特恵を与える、いわゆるアンデス・イニシアティブも90年に実施されている。米国はまた、多数の国との2国間関係の強化を通じて実質的な協力関係を開拓していく。以上のように見るとき、インターナショナル・システムはフォーマルには米州機構が維持されてきているものの、実際の活動はかなり低調であり、それに代わってより現実的なアプローチが採られてきたと見てよいであろう。

3. グローバル・システムへの参加

第3に指摘すべきは、ラテンアメリカ諸国のグローバルなレベルでの国際協力である。一般的にラテンアメリカの多くの諸国は、米国への強い依存関係を変更するために、ヨーロッパ諸国や日本との関係を強化しようと努力している。また、制度的には、グローバルな最大の国際機関である国連を通じての、米州地域を超えた関係の構築を目指す努力が積極的になされてきた。国連の地域機構としての国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC, CEPAL）も早くから活動しており、ラテンアメリカの開発戦略や、対外経済関係についての提言を行なってきている。さらに、国連貿易開発会議や非同盟諸国会議などにおけるアジア・アフリカ諸国との関係の強化、およびそれら諸国との連帯による南北関係をめぐっての先進国に対する交渉の展開なども、米州を超えた関係の拡大にとって重要な意味を持っていた。また、ベネズエラ、エクアドルのOPECへの参加も見られた。

また、米州レベルでの関係とは異なる協力方式として特に注目されるのが、中米和平の出発点となったエスキプラスⅡ合意を受けて開始された、国連による中米復興への援助である。すなわち、同合意から2カ月後の1987年10月には、国連総会において、全会一致で中米に対する技術・経済・金融支援を強化するとともに、国連事務総長が中米のための協力に関する特別計画を推進するよう要請する決議が採択されたのである。この中米支援特別計画は、国連開発計画（UNDP）を中心に策定され、88年5月の国連総会で採択された⁽⁴⁾。

第2節 ポスト冷戦時代の米国の対ラテンアメリカ政策

旧ソ連・東欧地域における急変後の、ポスト冷戦時代と呼ばれるに至った1980年代末から90年代初めにかけては、米国によって、明らかに従来とは異

なる一連の政策が開始された。それは EAI によって代表されるということができる。そこで、 EAI を初めとするこの時期にとられた一連の政策（その中には、債務削減を柱とする新債務戦略としてのブレイディ構想も含めるべきであろう）を、総合的にポスト冷戦期の米国の対ラテンアメリカ政策としてとらえ、その概要について述べ、さらにその特徴や意義についてより詳細に検討することとした。

1. 中南米支援構想 (EAI)

EAI は、1990年 6月 27日にブッシュ大統領によって提案された構想である。このため、ブッシュ構想とも呼ばれることが多い。EAI は、基本的には米国が、ポスト冷戦時代におけるラテンアメリカ諸国の経済の回復と発展に向けての新たな支援を、従来より積極的かつ包括的に行なうことを目指すとともに、米国とラテンアメリカ諸国との政治経済関係の再編成と強化を目指すものであると考えられる。

EAI は 3つの主要な部分からなっているが、その最も重要な長期的な目標のひとつは、西半球自由貿易地域 (WHFTA, Western Hemisphere Free Trade Agreement) の創設にある。

EAI と WHFTA が、ポスト冷戦時代の米国の政策としての性格を持つことは、ブッシュ大統領がこの構想の発表に際して述べた次のような説明からも明らかである。

「東欧では自由が勝利を収めたが、米州でもキューバを除いて民主化が達成され、また経済の分野でも、自由市場経済への移行が行なわれつつある。自由市場経済改革が持続的成長、政治的安定の鍵であるとの認識がラテンアメリカで高まりつつあり、EAI はこれを強化するインセンティブを作り出すために行なわれるものである」⁽⁵⁾。

より具体的には、EAI の貿易に関わる部分の目標は、ラテンアメリカの全ての諸国と自由貿易協定を結び、米州全体を覆う自由貿易地域を構築すること

とにある。そして、NAFTA（北米自由貿易協定、すなわち米国・カナダ・メキシコ3国間の自由貿易協定）を結ぶことはその第一歩であるとの考え方方に立っている。

EAの第2の分野は、ラテンアメリカ諸国における投資の促進である。特に、経済回復のためには、外国資本による直接投資を推進することが必要であるとの考え方方に立ち、それに対する障害を除去するために重要な改革を行ないつつあるラテンアメリカ諸国に対して、新たな融資プログラムを創設し、そのために米州開発銀行（IDB, BID）において、投資制度の自由化や民営化に対する技術的な援助や、金融的支援を提供するためのプログラムを設けることを提案している。さらに注目されるのは、これと並行して新しい中南米投資基金（多国間投資基金、MIF, Multilateral Investment Fund）を作り、市場メカニズム重視型の投資促進計画や、外国直接投資の導入を目指す改革を支援することを目的として、毎年3億ドル、計15億ドルの資金を提供することが提案されている。この基金は、IDBによって管理されることとされ、米国自身はこれに年間1億ドル、計5億ドルを出資する用意があるとし、日本およびヨーロッパからも同様の貢献を期待するとの提案が行なわれている。

第3の分野は債務問題に関わる分野であり、EAにはラテンアメリカ諸国の米国に対する2国間の公的債務の削減を行なうという画期的提案が含まれている。しかも、他の先進諸国にも同様の措置をとるよう働きかけるとしている。

以上のEAの提案が行なわれてから約3ヵ月後の1990年9月14日には、ブッシュ大統領は議会に1990年EA法案（Enterprise for the Americas Initiative Act of 1990）を提出している。この法案は6つの部分からなり、5億ドルの拠出や、米国に対する公的債務の削減、その資金の環境基金への転換などが含まれている⁽⁶⁾。

以下、EAに関連したその後の重要な進展について検討しておくことしたい。

(1) 北米自由貿易構想 (NAFTA) に関する合意

NAFTAについては、本書第4章で検討が行なわれているが、ここではEAIとの関連で簡単に述べておくこととしたい。NAFTAの交渉が、正式に米国のブッシュ大統領とサリナス・メキシコ大統領によって発表されたのは、まさにEAIに関する交渉が発表されたのと同じ1990年6月であった。すなわち両大統領は、包括的自由貿易協定を結ぶことで合意し、そのための準備を行なうことを、それぞれの貿易担当大臣に指示したのであった。カナダは遅れて、91年2月に参加することを発表している。NAFTAの交渉は91年6月から開始され、翌92年8月12日に3国がNAFTAに関する合意に達したことが発表されている。

(2) メキシコ以外の諸国との自由貿易協定に向けての協議の進展およびフレームワーク・アグリーメント

メキシコに続いて、米国との自由貿易協定(FTA)を結ぶ第2の国として、チリの可能性が高まっている。両国は、チリのエイルウィン大統領の1992年5月の米国訪問に際し、協議を進めることについての声明を発表している。この他、米国はEAIに盛り込まれている目標に向けて、ラテンアメリカ各國とフレームワーク・アグリーメント(枠組協定、スペイン語ではAcuerdo Marco)を結んでいる。それは投資の制限や、貿易の自由化を初め、サービス貿易、知的所有権、労働問題、外国投資に関する紛争処理のメカニズムに関する問題等についての2国間の協議の場を設けるものである。EAI発表前に、既に米国とメキシコ、ボリビア両国とはそれぞれフレームワーク・アグリーメントが結ばれていたが、次々と新たな国々との2国間の協定が結ばれ、91年末までにはドミニカ共和国、スリナム、ハイチ、キューバを除くラテンアメリカ諸国とのフレームワーク・アグリーメントが結ばれている⁽⁷⁾。

(3) 多国間投資基金(MIF)

EAIの提案における重要な目標のひとつであった、ラテンアメリカ諸国の

投資促進のための基金は、その後多国間投資基金（MIF）の名の下で、次のような基金として創設される方向での協議が行なわれている。それは、技術協力ファシリティ、人的資源ファシリティ、小規模企業開発ファシリティの3つの分野からなり、技術協力ファシリティは、投資のための法的制度や規制緩和に関わる技術協力、民営化、金融制度等に関わる技術協力を行なうこととを目標としている。人的資源ファシリティは、労働者の再教育や職業訓練、管理者に対する教育等を支援するものである。これらについては、先のEAI法案において既に示されていたものであった。次に小規模企業開発ファシリティは、ラテンアメリカ諸国の零細企業、中小企業の技術を支援することを目的とし、これら企業への金融等の整備を支援し、企業の設立のための融資や、株式購入を支援することが目標となっている⁽⁸⁾。

MIFに必要な資金は、参加国からのグラントによって調達されることとなっており、日本政府は1991年に5億ドルの無償資金協力を約束している。アメリカでは先のEAI法案で、5億ドルの資金を財務省を通じて拠出することが議会に提案されたが、初年度については9000万ドルが議会で承認されたと報道されている。両国以外の先進国としては、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、ポルトガル、スペインが参加し、またアルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、ベネズエラ等の、ラテンアメリカの主要国も拠出の意向を表明している。これまでに約束された拠出金の総額は、約12億6000万ドルとなっている⁽⁹⁾。

（4）公的債務削減

公的債務削減については、EAI法案で詳細な提案が行なわれているが、PL 480（米国からの農産物援助を定めた法律）に基づく米国からの借款によって生じた債務の削減を行なうことについては、議会によって短期間に承認されている。これは、ラテンアメリカの対米公的債務の削減の重要な前例となるものと考えられる⁽¹⁰⁾。

一方、EAIでは他の先進諸国にも、米国と同様の2国間の公的債務の削減

を行なう措置をとるよう働きかけるとしているが、このことに関連して、例えば日本政府は1991年4月の名古屋におけるIDB総会の場などで、ラテンアメリカ諸国に対しては、新たな公的資金の提供を行なうことをより重視する立場を表明している⁽¹¹⁾。

なお、この債務削減に関しては、その対象国は国際通貨基金（IMF）または、世界銀行と包括的経済改革プログラムを実施していること、ブレイディ構想の新債務戦略のもとでの民間銀行の債務削減につき、合意が行なわれていることなどを要件とするとの内容が、EAIの提案では含まれている。

2. 中米・カリブ諸国への協力

(1) 中米の民主主義と開発のためのパートナーシップ（PDD）

1980年代に長期の紛争が続いた中米では、87年2月のコスタリカ大統領のアリアス和平提案を基に中米5カ国の首脳による協議が行なわれ、同年8月エスキプラスⅡ合意が行なわれたことにより、中米和平が最終的に実現するに至った。

米国は、上に述べたラテンアメリカ諸国全体を対象とするEAIとは別に、EAIの提案が行なわれた同じ1990年6月に、ペイカー国務長官による中米復興に向けての支援の枠組を作る提案を行なっている。翌91年には、主要先進諸国等との間で、それを具体化する協議が行なわれ、重要な進展が見られた。

ペイカーの上記の提案では当初、東欧諸国に対して米国、日本、ヨーロッパ諸国が実施しているG24タイプの機構を設けるものとされていたが、その後の調整の結果、米国、日本、ヨーロッパにラテンアメリカ諸国などを加え、「中米の民主主義と開発のためのパートナーシップ」（Partnership for Democracy and Development, PDD）として、改めて提案された。

PDDは、1991年4月のコスタリカの会議で、先進諸国から10カ国、ラテンアメリカの10カ国、および14の国際機関の参加により、正式に発足した。PDDは、中米の民主主義と開発に向けての国際協力のためのフォーラムと

して位置づけられており、これまでにない役割を持つ中米地域に対する国際協力の新たなシステムとして注目される。しかも、援助の対象国である中米諸国自身の意向が尊重される原則や、日本やヨーロッパ諸国などの域外の国々の積極的な協力が期待されていることなども、PDD の重要な特徴となっている。

PDD は、民主化を討議する作業部会と、経済開発に関する作業部会の 2 つを設けている。民主化に関する作業部会では、司法、行政、選挙組織など、民主主義構築のための国家制度の整備に向けての技術支援や、人権、戦争による被害者の社会復帰のための協力が検討されている。経済開発の作業部会では、中長期的な貿易・投資促進計画や、投資環境の整備、貿易・投資に関する統計・情報の整備などが目標となっている。

(2) 米国国際開発庁による中米経済援助戦略

一方、AID（米国国際開発庁）は1991年に中米に対する新たな援助戦略を発表している。近年ラテンアメリカ諸国における米国の援助は、中米諸国に極めて集中する形で行なわれており、中米和平合意後の AID の援助の方針が注目されている中で発表されたものである。それは中米経済援助戦略（Economic Assistance Strategy for Central America 1991-2000）⁽¹²⁾ と呼ばれている。この戦略は、90年 6 月の中米諸国大統領によるアンティグア宣言、および同年12月のプンタレナス宣言によって示された目標の達成を支援することを目的とするものであるとされている。そして、その主要戦略目標として、安定した民主的社会の発展、持続可能な経済成長、効果的な地域協力の達成、の 3 つを挙げている。

(3) カリブ開発構想（CBI）の恒久化

カリブ開発計画（CBI, Caribbean Basin Initiative）は、1983年から実施されたものであり、対象となる国々からの米国市場への輸出に対する12年間にわたる関税の免除を始めとする、貿易上の優遇措置が中心となっている。その

目標は、貿易と投資の機会を広げることによって民間の活力を引き出し、これによって中米・カリブ地域の経済発展を促そうとするものであった。

注目されるのは、12年間の期限が設けられていたCBIが、1990年8月20日の「1990年関税貿易法」(Customs and Trade Act of 1990)によって、恒久的プログラムに変更され、またその内容についても改善が行なわれたことである。

3. ブレイディ構想

途上国の民間金融機関への債務を削減することを含む新債務戦略を目指す、いわゆるブレイディ構想は、1989年2月に提案された。この構想の下で、真剣に構造調整政策を実施する国に対しては、従来考えられていなかった債務額の削減が行なわれる可能性が開かれたのである。これは、中所得重債務国の中債務問題に関する、先進諸国政府、特に米国の中重要な方針の転換を意味している。ラテンアメリカ諸国だけに限る構想ではないが、その対象の第1号はメキシコとなっており、その後もベネズエラ、コスタリカ、ウルグアイに対して適用され、さらにアルゼンチン、ブラジルへの適用が協議されており、対象国のほとんどがラテンアメリカ諸国となっている点が注目される。ブレイディ構想においては、民間銀行は、債務の削減、利子率の削減、または新規借款の供与のいずれかを選ぶことができることとなっていたが、民間銀行がそれを受け入れやすくするために、先進諸国政府は、税制面などの優遇措置を行なうとともに、国際金融機関や日本からの資金協力により、途上国による債務元本の保証、および一部利子支払の保証のついた債券を以て、民間銀行の債権が転換される方式がとられた⁽¹³⁾。

4. アンデス諸国に対する協力

EAI および PDD の提案が行なわれた直後の1990年7月に、ブッシュ大統

領はアンデス貿易特恵構想（Andean Trade Preferences Initiative）を実施することを提案した。この構想は、麻薬の生産・精製・輸出を廃止することを目指す諸国に対して実施されるものとされ、米国、ボリビア、コロンビア、エクアドルおよびペルーの大統領による麻薬対策を強化する意向を宣言した90年2月のカルタヘナ宣言の原則に基づくものであるとされている。

この構想に基づき、ブッシュ大統領は議会に対して1990年アンデス貿易特恵法（Andean Trade Preferences Act of 1990, ATPA）を提出した。

ATPAは、一定の原産地基準を満たすアンデス諸国からの輸入品に対して、米国市場への無税輸入を認めるものである。原産地基準は、基本的にはアンデス諸国（CBI諸国が原産地のものを含めてもよい）における付加価値が、最低35パーセントを超えることが求められている。また、ATPAの実施期間は10年間に限られることとなっている。

第3節 ポスト冷戦時代の米国の対ラテンアメリカ政策の特徴

以上のような、EAIを初めとする1980年代末から90年代初めにかけての、米国の対ラテンアメリカ政策を総合的に検討するとき、少なくとも以下のようないくつかの特徴を指摘することができる。

米国によって提案されたEAIとPDDの2つの構想の持つ第1の特徴は、1970年代、80年代には見られなかったラテンアメリカ全体を対象としている包括的な構想であること、かつ米国の強いイニシアティブの下で行なわれる構想であるということである。それは米国の参加を前提とし、インターラテン・システムの再編を目指す新しい枠組であると見ることができよう。第2に重要な点は、EAIにおいてもPDDにおいても、域外の日本やヨーロッパ諸国等の参加や支援を、構想の中に取り入れているという点である。第3に指摘すべきは、ラテンアメリカ諸国間の地域統合が進むことを歓迎している点である。EAIは、ラテンアメリカ諸国が統合したグループと米国とで交

渉を行なうことを歓迎すると述べている。PDD でも中米の統合や域内協力への配慮が行なわれている。これら第2, 第3の点は、伝統的な米州機構を中心としたインターラテンアメリカン・システムとの重要な相違点である。

以上のように、EAI や PDD を初めとする最近の米国の政策には、従来の米国との協力政策には見られない、新しい特徴があることは明らかである。

その背景としては、第1にラテンアメリカ全体を対象とするような、包括的で体系的な協力の枠組を構築しようとするのは、ポスト冷戦時代において米国がラテンアメリカ諸国との関係を新しい国際情勢のもとで再編成、強化しようとする方針を反映するものであると考えられる。さらに、ブッシュ大統領もこの構想の発表に際して述べているように、ラテンアメリカ諸国が80年代の長期にわたる危機を克服するために行なってきた構造調整政策による市場経済への本格的移行が進んでいること、また80年代末のソ連・東欧における変化によって、国際的に民主主義と市場経済を重視する考えが広まっていることなどが挙げられよう。

また、NAFTA や WHFTA を目指す動きは、EC の完全統合、日本やアジア NIES の発展と、ASEAN を含む西太平洋地域の経済圏のダイナミズムに対して、これと並ぶ北米の NAFTA や、さらにその他のラテンアメリカ諸国をも含む WHFTA によって、米州経済の活性化を狙うものであるということもできる。それによって、相対的に低下してきた米国および米国を含む西半球の地位の、維持または復活を目指すとともに、行き詰まっているウルグアイ・ラウンド交渉に対して、他の先進国を牽制し、ウルグアイ・ラウンドを成功に導く狙いも込められているといえよう。

のことと並んで注目される、米国の対ラテンアメリカ政策に見られる第2の重要な新しい特徴は、域外諸国の参加を求めている点である。これは財政的余裕の充分にない米国が、MIF や PDD を通じて、日本やヨーロッパ諸国のラテンアメリカ諸国への協力を促すことを狙ったものであると考えられる。

第3に、ラテンアメリカ諸国間の地域統合が進むことを歓迎している点も

重要な特徴であると述べたが、それはこの時期ラテンアメリカにおいて、次々と従来の経済統合システムを再活性化する動きや、また現実的に2国間、または多国間で協力や統合を推進する動きが目立っていることに、配慮したものであると考えられる。

しかしながら、以上のような新しい方針は、1980年代に見られた米国の政策を完全に変換することを必ずしも意味してはいないことに注意する必要がある。既に述べたように、80年代においては米国は特に関心を有するに至った地域や問題に対して、2国間または複数の国との協力を行なっていくという方式をとってきているが、その方法は新しい枠組のもとでも続けられていると見ることができる。すなわち、CBIは恒久化され、PDDが発足し、さらにアンデス諸国に対する麻薬対策に関わる協力の枠組も設けられた。

さらに強調しなければならないのは、EAIというラテンアメリカ諸国全体を対象とする構想も、実質的な進展は2国間の協議や交渉を基本として行なわれてきていることである。自由貿易協定については、NAFTAによってメキシコとの自由貿易地域がまず交渉され、さらにチリが第2の対象国となる可能性が高く、かつ貿易や投資に関する協議を進めるために、2国間のフレームワーク・アグリーメントが次々と結ばれてきていることは既に述べた。このような方法は、ブレイディ構想の実施についても適用されているといえる。それは、ブレイディ構想という広く債務国を対象とする新しい構想も、実質的な適用に際しては、その条件が整った国から2国間で個別に協議・交渉して実施されるという方式がとられているからである。

このように見る時、上に述べたような特徴を持つポスト冷戦時代の、新しい米国のラテンアメリカ諸国に対する協力の枠組は、包括的かつ体系的であるとともに、2国間交渉（将来は統合を行なった複数国グループとの交渉も可能であるとされているが）に基づいて実質的に進められる、という特徴を持つものであるといえよう。この点は、同じくラテンアメリカ諸国全体を対象として行なわれた「進歩のための同盟」において適用された交渉の方式とは異なるものである。換言すれば、新しい枠組は包括的な米州の再編成を目指す

ものであると同時に、それを個別的な交渉の積み重ねを通じて実現するという特徴を合わせ持つものであると見ることができよう。

第4節 ポスト冷戦時代における米国の対ラテンアメリカ政策に対するラテンアメリカ諸国立場

ラテンアメリカ諸国は米国新しい政策に対する反応については、まずこの地域の諸国に共通する一般的見方を代表するものとして、かつ EAI 構想についての最も早く、広範かつ詳細な論評を行なったものとして、1990年9月の SELA の第16回通常総会において提出された文書を参考することしたい⁽¹⁴⁾。また、EAI を初めとする米国対ラテンアメリカ政策全般に関するラテンアメリカの立場をまとめた文書として、91年4月に SELA によって開催された、この問題を協議するための会議に提出された文書を参考することしたい⁽¹⁵⁾。

まず、1990年9月の SELA の文書においては、ブッシュ提案のラテンアメリカにとってのプラスの側面として、次のような点が挙げられている。

第1は、米国がラテンアメリカに対して、相互利益の立場に立って積極的な構想を打ち出すに至ったという姿勢の変化は、高く評価されるとしている。

第2に、EAI が貿易、債務および投資の問題をその3つの主要な柱としている点については、これがラテンアメリカの成長と発展を実現するための最も重要なテーマであるという点で、ラテンアメリカ諸国の認識と一致していると指摘している。

第3に、ラテンアメリカの複数の国からなるグループとの交渉を行なう用意があることについても、米国新たな政策を示すものとして評価している。

第4に、この構想が軍事面での考慮や安全保障面での伝統的な意図に基づくものではなく、相互の経済的利益に基づくものであるという点も評価されるとしている。

第5に、さらにこの提案が、ラテンアメリカの統合プロセスを推進することにも配慮していることが評価されている。

また、この構想が明確にしていない多くの面が残されているという、通常いわれている点に関しては、これは必ずしもこの構想の欠点ないしマイナスの面として見るべきではなく、今後より完全な構想に完成していくことを目指して、ラテンアメリカ自身が補完的な提案を行なう機会を残しているものであるとしている。

この他、環境問題への配慮等についても評価している。

しかしながら、次のような点については、この構想がラテンアメリカにとってネガティブな意味を持ち得ることも指摘している。

その第1は、国内の経済改革と関連した一連のコンディショナリティを伴うものであるという点である。特定国がそうした条件を満たすことができない場合、この構想の恩恵を享受できない危険があり、ラテンアメリカ諸国側が複数で交渉することを困難にする可能性もあるとしている。そしてこのことに伴い、それが自由貿易地域の創設に関する交渉に対するラテンアメリカ側の統一的な進展を困難にし、それが結局は現在存在しているラテンアメリカの地域統合のいくつかのシステムにマイナスの影響を与える可能性があるというのである。

また第2に、この構想には地域経済ブロックに向かう傾向が含まれており、それがグローバルな多角主義から離れることを強める可能性を持っていることが指摘されている。

第3に、求められている多くのコンディショナリティを考慮し、また関税および非関税障壁についての貿易面での譲歩や、サービス、投資、知的所有権における譲歩が、ラテンアメリカが受ける利益と比較して過大なものとなる可能性があることも指摘されている。

SELAの第2の文書は第1の文書を引用しており、そこで強調されている多くの点が第2の文書にも含まれている。そこで、以下第1の文書では必ずしも明示されていない点で、第2の文書で指摘されている考え方をまとめる

こととしたい。

まず、第1に強調されているのは、EAIに含まれている3つの要素（貿易・債務・投資）の相互関連が深いにもかかわらず、実施にあたってはアメリカ議会の承認を得る必要もあり、法案が個々の要素について提案され、また実施の時期もかなり相違することから、EAIが全体として調整のとれた形で行なわれない可能性が高いという点である。

第2に重視されているのは、EAIの対象となるために満足しなければならない条件についてである。 SELA の文書は、その基準は米国が一方的に定めており、そのやり方は EAيに示されているような相互の協調、相互利益に基づく交渉の考え方に対するものであるとしている。

さらに、EAIの3つの分野のそれぞれで、適用対象となるための条件の基準が異なり得ることも指摘している。例えば、債務削減については、パリ・クラブの条件よりもより厳しいものであるという。すなわち、IMFのスタンダードバイ融資、拡大融資、または構造調整ファシリティなどを受けていること、また、世界銀行等からの構造調整融資またはセクター調整融資を受けていることが条件となっている。さらにこのことに加え、開放的な外資政策を実施していることや、ブレイディ構想による債務削減などに基づく民間銀行との合意が行なわれていることも条件となっている。

第3に重視されているのは、適用対象となるかどうかの基準が、国別にケース・バイ・ケースで検討されるアプローチがとられていることで、それが複数の国からなるグループとの交渉の可能性を制限し、また地域統合の進展を制限する可能性があるとしている。

第5節 ラテンアメリカにおける経済統合の再活性化と 加速化の動き

1. 新たな統合の理念の下での統合の再活性化の背景

以上のような、インターナショナル・システムの再編成を目指す新たな協力の枠組が作られつつある一方、ラテンアメリカ・システムにおいても、1980年代末から90年代初めにかけて、経済統合の再活性化や加速化を目指す動きが目立っている。その背景として、次のようないくつかのこの地域における変化を挙げることができよう。

第1に、各国が債務危機を乗り越えるために構造調整と経済の自由化を行なった結果、その新しい政策や制度のもとで、比較優位と国際競争力を有する産業を発展させていくことが、重要な課題となっていることが挙げられる。従来の輸入代替を基礎とした統合ではなく、各国が自由化したその市場をさらに相互に開放し合い、より自由な広域市場における競争を前提とした上で、域内企業の拡大や地域統合の推進を行なうべきであるとの考え方方が広まっている。例えば、1990年に国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC, CEPAL）から出された文書の中でも、国内市場も地域市場も、いずれも第3国市場への輸出拡大の基礎となることを強調しており、同文書は90年代の新しい状況の下での経済統合の意義を明らかにしている⁽¹⁶⁾。

第2に重要な視点は、ラテンアメリカの地域統合の政治経済的な意義を重視する見方である。これは中米地域統合の見直しやアンデス地域統合の見直しにおいて、各国の首脳が強調している点である。この背景には、当面の経済的効果は必ずしも大きくなとも、1国では国際政治的影響力の弱い国々が、何らかのグループに加わって少しでも交渉力を持つという効果を狙っている面があるといえる。先にも述べた、EAIなどのインターナショナル・システムの再編を目指す米国の動きへのラテンアメリカ側の対応という点で

も、ラテンアメリカ諸国はある程度結束し交渉力を強める必要に迫られている。域内の地域統合の再活性化の動きは、一部はEAIの提案以前にすでに始まっていたが、この提案が行なわれた後、さらにラテンアメリカのこの提案への対応という意味からも、統合の推進を図る気運が高まったということができるよう。

第3の背景として強調すべきは、各国が推進してきた構造調整や自由化を、地域統合への参加を通じてもはや後戻りしないように国際的に約束するという効果も大きいと考えられることである。すなわち、ラテンアメリカでは政治的な不安定状態がこれまでにもしばしば起こっており、今後既に行なわれた自由化や構造調整政策が常に堅持されるとは限らない。統合プロセスへの参加は、貿易自由化など政策面での統一を必要とし、各国の構造調整の成果を後戻りさせない効果を有している。

以下、ラテンアメリカにおける経済統合の、再活性化に向けての主要な動きを整理することとしたい⁽¹⁷⁾。

2. ラテンアメリカ統合連合 (ALADI)

ラテンアメリカ統合連合 (ALADI) は、1990年6月20日に調印された議定書により、地域統合の一層の推進に関し次のような点に合意している。まず、80年より ALADI における域内貿易促進の中心手段となっていた地域関税特恵 (PAR) については、第1表に示されているような特恵マージンを相互に与え合うこととなった。この表によれば、域内の相対的な経済先発国は、相対的後発国に対して40パーセントの特恵マージンを与えなければならない。中間的発展段階の諸国に対しては28パーセント、先発国相互間では20パーセントの特恵マージンを与えなければならない。中間的発展段階の諸国にあっては、後発国には28パーセント、相互間で20パーセント、先発国には12パーセントの特恵マージンをそれぞれ与えることとなっている。一方、相対的後発国は、相互間で20パーセントの特恵マージンを与え合い、中間的発展段階

第1表 ALADI の新しい地域特恵（PAR）の適用方式

(%)

| | 関 稅 特 恵 受 益 国 | | |
|------------|---------------|----------------|------------|
| 地域関税特恵讓許国 | 相対的 後発国 | 中間的發展 段階の諸国 | 相対的 先発国 |
| 相対的後発国 | 20 | 12 | 8 |
| 中間的發展段階の諸国 | 28 | 20 | 12 |
| 相対的先発国 | 40 | 28 | 20 |

(注) (1)上記受益国、讓許国の分類は1980年のモンテビデオ条約による。

(2)相対的な経済後発国の中、内陸国はそれ以外の加盟国から上記パーセンテージの代わりに以下のような関税特恵を享受する。

相対的経済後発国から 24%

中間的發展段階の諸国から 34%

相対的先発国から 48%

(3)地域関税特恵の対象となっている品目の輸入に対しては、加盟国は非関税制限も適用できない。ただし、以下のような状況が生ずる場合を例外とする。

a) 1980年のモンテビデオ条約第50条に規定された状況が生じた時。

b) 現在の協定において、定められている条件に従って、セーフガード条項が実施される場合。

c) 政府による独占的生産・販売・流通および輸入に関わる措置や、公共部門の購入に関する国内慣習および国家による管理された供給に関わる場合。

(出所) ALADI議定書に基づき筆者作成。

の諸国に対しては12パーセント、先発国に対しては8パーセントの特恵マージンを与えることとされる。さらにこのことに加え、内陸国はより有利な関税特恵を享受することとなっている。

また、この議定書によって、地域関税特恵の対象となっている品目の輸入に対し、非関税制限を適用しないことが定められている。ただし、セーフ・ガード条項が実施される場合、政府による独占的生産・流通・販売・輸入に関わる措置等については例外とされる。

また、例外品目リストを減らし、域内先発国については、ALADI関税品目表の480項目がその上限とされ、中程度の発展段階の諸国にあっては960項目、相対的後発国にあっては1920項目となっている。

なお、ALADIは以上のような地域関税特恵を拡大したとはいえ、その域

内貿易拡大への効果は必ずしも高くないといわざるを得ない。しかしながら、ALADIはGATTに正式に承認された地域経済統合として重要であることに注意する必要がある。

しかも、ALADIは1981年に発効した80年モンテビデオ条約により、ALALCにはなかった次のような重要な決定を行なっているのである。それは、ALADIの内部に、一部の国々の間での統合を認めたことである。すなわち、域内の加盟国に自動的に均霑しない関税譲許を行なうことを可能にしたのである。この方式は、例えばアルゼンチンとブラジルの間で、その他の加盟国よりも強い統合を行なうことを可能にする。これは、経済統合を可能なところから行なうという考え方に基づくものであり、たとえ2国間協定であっても統合に向けて進むことはプラスであるとの現実的な考え方に対してものである。したがって、後に述べる南米の南部共同市場（MERCOSUR）をはじめとして、ラテンアメリカで見られるいくつかのサブ・リージョナルな動きは、いずれもALADIの枠組のなかでその地域統合の一環として行なわれているものである。そして、ALADIの枠組によるものである限り、サブ・リージョナルな動きもGATTと抵触しないで行なわれていると見なすことができる。以上のような意味で、ALADIの存在はその貿易効果が高くなくとも重要な意味を持っていると考えられる。

3. アンデス地域統合（ANCOM）

地域統合の活性化の動きの中で注目されるのは、アンデス地域統合（アンデス・グループ、ANCOMとも呼ばれる）である。既に1990年から、ガラパゴス合意書やマチュピチュ宣言など、一連のアンデス地域統合活性化に向けての決定が行なわれてきたが、急速な経済統合の加速化を決めたのは、1991年12月3日から5日までコロンビアのカルタヘナで行なわれた、アンデス5カ国大統領会談において採択されたバラオナ協定である。

この協定は、アンデス諸国の経済統合と経済協力の多くの分野に関わるも

のであるが、中でも経済統合の加速化に関する決定は重要である。

すなわち、第1に、1992年1月1日からアンデス自由貿易地域が発足することが決定された。ただし、エクアドルおよびペルーについては同年7月1日から発足する。

この決定は、協定採択の日から1カ月にも満たない短期間に、直ちに自由貿易地域が発足するという重要な決定であるといわざるを得ない。

同時に、対外共通関税についても画期的な決定が行なわれた。各国の関税は、5パーセント、10パーセント、15パーセントおよび20パーセントの4つの関税率からのみなることとなった。ただし、ボリビアについては5パーセントと10パーセントの水準のみが維持される。農産物に関しては、共通農業政策の枠内で関税水準が決定されることとなった。自動車に関しては、コロンビア、エクアドル、ベネズエラの3国は、1994年1月1日まで最高率40パーセントの水準での対外共通関税を採択し、それ以降については25パーセントを最高税率とすることとなった。

さらに重要な決定は、この対外共通関税に関しても1992年1月1日から実施に移されることが決定されたことである。そして、その水準は94年1月1日まで維持され、その後は、関税率は5パーセント、10パーセントおよび15パーセントの水準に下げられることとなった。ただし、ボリビアについては5パーセントと10パーセントの水準が維持される。

以上のような、最高関税率20パーセントの対外共通関税は、これまでのアンデス諸国の関税率の推移を見れば極めて低いものであり、このバラオナ協定の重要性は、第1にアンデス諸国がともに思い切った貿易自由化を実施することを決定したこと、しかもそれを対外共通関税実施とともに、1992年1月1日より直ちに実行することとなったことにある。

しかも、1994年以降はさらに最高税率を15パーセントにまで引き下げることが決定している。

以上のような、自由貿易地域の発足および低率の対外共通関税の実施は、アンデス諸国にとって画期的なことであり、アンデス諸国がいかに真剣に、

新たな考え方の下での経済統合の活性化と経済開放化を行なおうとしているかが理解される。このアンデス諸国の決定に見られる基本的考え方は、従来のように比較的高い関税率の下で、域内生産物を保護し、域内市場の下での輸入代替工業化を行なおうとするのではなく、むしろ、これまで各国別に進められてきた経済開放化・貿易自由化のスピードの足並みをアンデス諸国で揃え、経済開放化と両立させながら経済統合を実現しようとするものである。

なお、以上の決定に関しては、過渡的な措置として例外品目を設けることが考えられている。ただし、それは極めて短期的であり、1993年1月1日までに例外品目をなくすこととされている。ただし、エクアドルに関しては段階的に、94年6月30日までにそれを実行することとなっている。

この他、アンデス諸国は、マクロ経済政策の協調を行なうことも決定しており、カルタヘナ協定理事会がこれに関する提案を用意し、カルタヘナ協定委員会がこれを検討して行動プログラムを採択することとなっている。

以上のような、一連の画期的な決定の背景のひとつとして、ブッシュ提案のインパクトがあることは明らかである。バラオナ協定は、EAIが速やかに実現していくことを信ずると述べ、このEAIの短期間における実現に関して、米国との政治的対話が維持される重要な性を強調している。さらにまた、1990年代には西半球自由貿易地域が完全に形成されることを目的として、アンデス諸国としては、ラテンアメリカ・カリブ地域での準地域統合のいくつかのプロセスを推進すべきであるとの考え方を表明している。

なお、1992年4月のフジモリ・ペルー大統領による国会封鎖を初めとする一連の決定をきっかけに、ペルーとベネズエラの外交関係が停止されたことから、ペルーは一時的にアンデス域内向けの自由化措置を停止した。しかし、同年11月末、ペルーでの民主制憲議会選挙後、ベネズエラ政府はペルーとの間の貿易の80パーセントに相当する品目を無税とする2国間協定を承認し、両国の関係は改善された。

4. 中米共同市場（MCCA）

中米地域にあっては、既に1990年に中米経済行動計画（PAECA）が採択され、その中で経済統合の推進が強調されているが、1991年に入って、より具体的に中米地域の統合に向けての重要な進展が見られている。第1に、同年7月15日から17日まで、サンサルバドルで開かれた中米5カ国およびパナマの大統領会談において、次のような決定が行なわれている。

まず、中米全体の地域的な協力・統合のシステムとしての中米機構（ODECA）を再建し、これを活用することが決定された。このために、90日以内にODECAの法的な枠組を、現状に則したものとすることが決められている。また、中米経済統合常設事務局（SIECA）についても、その活動のために必要な継続的資金調達を可能にするメカニズムを作るための提案を、90日以内に行なうことが決められている。この点については、SIECAは従来、中米各国の分担金によって運営されてきたが、その支払が遅れたり、全く支払っていない状態の国があり、経済統合の事務局としてのSIECAの活動に支障をきたしていたことが背景となっている。また、それだけでなく、経済統合の事務局としてのSIECAを中米における自由化と両立するような新しい経済統合の考えに適応させる必要があり、そのため事務局の機構改革を行なうことが必要となっている。そうした中で、1991年に事務局長や次長が交代しており、新たに任命された人々は、新しいSIECAの役割を果たすための機構改革を開始している。

また、中米における域内貿易拡大の障害となっていた、中米の清算システムの再建についても進展が見られる。中米諸国の中央銀行から構成されている中米通貨審議会（Consejo Monetario Centroamericano）によって、新たな中央銀行間の清算システムが発足することになっている。またヨーロッパ共同体から1億5000万ドル相当の資金協力が行なわれることが決定しており、この資金によって中米諸国域内向け輸出に必要な輸出金融などが行なわれることとなっている。

また、制度上の問題となっていた、ホンジュラスの再加入についても進展が見られる。

次に、対外共通関税に関しては、既に経済統合担当大臣によって合意がなされていたが、その合意について、1991年7月の第10回中米大統領会談が承認を与えていた。すなわち、92年12月末までに中米統一関税が実施に移されることとなっており、その際の最高関税率は20パーセント、最低の関税率は5パーセントであり、中間に10パーセントおよび15パーセントの関税率をおくこととなっている。また、重要品目に関しては、統一的な取扱いを行なうこととなっており、さらに例外品目については、20パーセントを超える関税率を、財政上の理由から課すことができるとされている。

5. 南部共同市場 (MERCOSUR)

MERCOSUR は、南米の南部の諸国 (Southern Cone, すなわち南の円錐形、スペイン語では Cono Sur) と呼ばれる国々のうち、チリを除くブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、巴拉グアイの4カ国からなる共同市場を目指す動きである。MERCOSUR は、これまで述べてきたラテンアメリカにおける1960年代から存在している既存の経済統合の活性化の動きとは異なり、1980年代半ばから90年代初めにかけて進展した新しい動きであり、本節の冒頭に述べたようなラテンアメリカにおける地域統合に関する新しい考え方を最もよく反映するものであるといえよう。特に、可能な部分から現実的なアプローチで行なおうとする経済統合の動きとして注目される。そしてこの共同市場が実現した場合には、4カ国からなる2億人の経済地域が形成されることを意味しており、西半球において NAFTA と並ぶ重要な経済圏となると考えられる。

MERCOSUR の最初のきっかけは、ブラジルとアルゼンチンの大統領が、1985年12月に両国間で経済統合を進める構想について合意したことにある。その後、88年2月にウルグアイもこれに参加する意向を表明した。当初、資

本財を中心として統合を進めることがうたわれていたが、86年7月のブラジル・アルゼンチン統合のための宣言においては、これに加えて小麦粉、食料、貿易拡大、合弁企業、金融、投资基金、エネルギー、バイオテクノロジー、経済研究、原子力事故、航空の12の分野で協力を行なうことに同意し、これらの分野に加えて製鉄、陸上輸送、海上輸送、通信、原子力の各分野の議定書に署名し、さらに87年7月には文化交流、公共行政、共通通貨の各議定書に、88年4月には自動車産業、食品産業の議定書に、88年11月には国境委員会設置に関する議定書に、89年8月には社会・経済計画の議定書にそれぞれ署名を行なっている。

以上の過程で特に重要であったのは、1988年11月のブラジル・アルゼンチンの経済統合・協力条約の調印であった。これは、条約成立の日から10年以内に段階的に両国間にある財・サービスの関税、非関税障壁を取り除き、共同市場を創設していくという内容が盛り込まれている。

さらに、この条約の方針をより具体的に推進する目的で、1990年半ばにブラジルの新大統領となったコロルと、アルゼンチンの新大統領メネムがブエノスアイレスで首脳会談を行ない、95年1月から経済統合を目指した共同市場の創設を行なうこと、94年末をめどに両国間の関税を廃止すること、原子力発電の共同開発、91年までに自動車1万台の輸出を相互に関税を免除して行なうこと、等を内容とする議定書に調印した。また、ウルグアイとパラグアイも参加することとなった。一方、チリに対してはメネム大統領などが参加を要請したが実現しなかった。しかしながら、チリとアルゼンチンとの間には、2国間の経済補完協定が91年8月に結ばれている。

以上のような進展を経て、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイの4カ国は、1991年3月アスンシオン条約を結び、94年11月末以降南部共同市場（MERCOSUR, Mercado Común del Sur）を設立することが決定した。MERCOSURは、基本的には次の4つの中心的部分からなっている。財・サービスおよび生産要素の自由な移動、共通貿易政策、マクロ政策の調整および経済統合を強化するための法制度の調和がそれである。財の自由な貿易に關

しては、貿易自由化プログラムによって段階的、かつ自動的に実施されるものとされている。それ以外の自由化に対しては、91年11月から94年11月末までに調整が行なわれることとされている。

さて、以上のような MERCOSUR は、先にも述べたようにそれが創設されれば西半球では北の NAFTA と並ぶ重要な経済圏となる可能性があるが、NAFTA とは次のような点で異なっている。

第1に、NAFTA が自由貿易地域を目指す構想であるのに対し、MERCOSUR は共同市場であり、対外共通関税を有している。

第2にこのことと関連しているが、NAFTA の場合には対外関税は比較的低い（特に米国の関税は低い。ただし米国の場合、実行関税率を見てかなり高い品目があり、一部品目には非関税障壁が存在している）のに対し、MERCOSUR の対外共通関税は比較的高い20パーセントを超える水準に定められることが予想されている。この意味で、MERCOSUR はより輸入代替的性格を残るものであるということができる。ただし、その保護の水準は従来のラテンアメリカの域内統合に比べればはるかに低く、先に述べたような、構造調整や自由化を行なった上での1990年代の新しい経済統合の考え方方に沿うものであるといえる。しかしながら、いずれにしても20パーセントを超える共通関税（ただし最高関税率であり、品目によっては関税率はより低くなる）のもとで、自動車を初めとする一部の製造業が域内市場を拠点として発展することが可能となる可能性は高いと考えられる。

第3に重要な点は、NAFTA が先進国と途上国を加盟国とするいわば南北間の経済統合であり、著しい賃金格差が存在する国との間での統合であるのに對し、MERCOSUR の場合には比較的進んだ中進的発展段階の国との共同市場である点も異なっている。

ただし、必ずしも2つの対立的な経済圏となるわけではない。MERCOSUR 4カ国が、全体として米国との間に自由貿易協定を結ぶことも可能であり、既にその可能性に関する意見交換も行なわれている。

6. その他のラテンアメリカ域内の経済統合の動き

以上その他、ラテンアメリカ域内における経済統合再活性化の動きとしては、カリブ共同体にも新たな進展が見られる。1989年に第10回カリブ共同体首脳会議がグレナダで行なわれ、可能な限り早い時期にカリブ共同体を単一市場として設立する目標を目指し、努力することを宣言している。この目的のために、91年4月までに对外共通関税と新たな原産地規則を定めることで合意している。さらに90年8月のキングストン首脳会談で、91年中に对外共通関税を実施すること、および91年半ばまでに関税を含む全ての貿易障害を域内貿易に関して廃止することを決定している。

この他、MERCOSURと同様の新しい動きとして、既存の地域グループの枠を超えたいくつかの動きが最近目立っている。中でも、メキシコ、コロンビア、ベネズエラの3国からなるグルーポ・デ・ロス・トゥレス（英語流に呼べばG3）の形成の動きがあり、1995年初めまでに自由貿易地域を3国間で形成することを目指している。また、メキシコと中米5カ国とは91年1月に、近い将来自由貿易地域を創設するためのフレームワーク・アグリーメントに調印した。さらにその後、中米5カ国にパナマを加えた6カ国に、その周辺に存在するメキシコ、ベネズエラ、コロンビアの3カ国が加わった9カ国の経済協力・統合の可能性も検討されている。

一方、既に述べたようにチリはMERCOSURの動きに加わらず、その一方でアルゼンチン、メキシコおよびベネズエラと次々に2国間の協定を結んでいる。アルゼンチンとは、1990年8月に経済補完協定を結んだ。これは自由貿易協定ではないことに注意する必要がある。またメキシコとベネズエラとは、それぞれ90年9月および91年4月に自由貿易地域を創設するための協定を結んでいる。また、チリは既述のとおり米国と自由貿易協定を結ぶ可能性があり、既にメキシコとの協定が存在することから、チリは実質的にNAFTAへの統合を実現する可能性が高い。

おわりに

本章では、ポスト冷戦時代に開始された米国による米州関係の再編を目指す新しい対ラテンアメリカ政策について検討するとともに、ラテンアメリカ域内における経済統合の新たな動きについて述べた。今後これらの動きについては特に次のような点が注目される。

第1に、NAFTAによって開始された米国の自由貿易協定が、今後メキシコ以外の諸国にどのように、かつどの程度のスピードで拡大していくかである。NAFTAの最終的な創設そのものが、クリントン新政権の政策によって大きく影響を受ける可能性も否定できない。

第2に、このことと深い関連を有しているのは、ラテンアメリカ域内の統合の動きである。特にMERCOSURは、米国から最も遠い南部諸国との間での共同市場であり、しかも最も工業化の進んだ地域であることから、地域市場を対象とした工業化を目指すことが可能となる。NAFTAの方式とMERCOSURの方式は比較検討されるであろうし、MERCOSURは現在のところ、ブラジルにおける政治の不安定化などでその進展が滞る可能性も否定し得ないが、中長期的にどのような統合の効果が發揮されるかが注目される。いずれにしても、米国との自由貿易協定によるNAFTAの方式と、MERCOSURの方式の効果が比較され、他のラテンアメリカ諸国がどのような方式を重視するかは、その効果の相違にも影響されるところが少なくないと考えられるのである。

第3に注目されるのは、これらの2点を含めて、今後の米州における地域協力や地域統合がどのように進むかである。米国が2国間の個別の交渉を中心として、一定の条件を満足させることを求め、その条件の整ったところから自由貿易協定を結んでいくのか、ラテンアメリカ諸国が南部共同市場、アンデス・グループ、中米共同市場、カリブ共同体などを通じて、統合を再活性化し一定の成果を挙げた上で、これらのグループがまとまってそれぞれ米

国と交渉することを通じて、全体としての西半球自由貿易地域を形成していくのか、2つのシナリオが考えられるからである。後者の可能性も、ブッシュ提案は歓迎するとしていることは、先に述べたとおりである。

さらに、これら米州地域における地域協力・統合の進展は、米州の国際関係の新たな展開を可能にし、それはまた、世界の多角的で無差別な自由貿易システムとしてのGATTとの関係や、日本とラテンアメリカ諸国の関係、アジア・太平洋地域とラテンアメリカ諸国の関係などの将来にとっても、重要な意味を持つことはいうまでもない。

[注] —————

- (1) これらのグループ、特にコンタドーラ・グループ、同支援グループ、コンセンソ・デ・カルタヘナ・グループの活動の詳細については、細野昭雄「ラテンアメリカをめぐる国際関係——インターナショナル・システムの構造とポスト冷戦期における再編」(細野昭雄・畠恵子編『ラテンアメリカの国際関係』新評論1993年)を参照。
- (2) Tomassini, Luciano comp., *Nuevas formas de concertación regional en América Latina*, GEL, Buenos Aires, 1988. 特にpp. 279-335。
- (3) 同上書 31ページ。
- (4) 中米支援特別計画(Special Plan of Economic Cooperation for Central America)の詳細については、細野昭雄「転換期の国際関係と中米地域」(加茂雄三・細野昭雄・原田金一郎編『転換期の中米地域——危機の分析と展望』大村書店 1990年)参照。
- (5) ブッシュ大統領の1990年6月27日の演説。
- (6) この法案の詳細については、SELA, *The Enterprise for the Americas Initiative in the Context of Latin American and Caribbean Relations with the United States*, SP/RC-IA/DT, (April 1991), p.20.
- (7) 本書第4章第2表、加賀美充洋「開発・援助とラテンアメリカ」(細野・畠編前掲書)。
- (8) 同上論文参照。
- (9) 同上論文参照。
- (10) SELA, 前掲書, 20ページ。
- (11) 名古屋IDB総会における、橋本蔵相(当時)の演説による。

- (12) AID, *Economic Assistance Strategy for Central America, 1991-2000*, 1991.
- (13) 債務問題およびブレイディ構想による債務削減の詳細については、細野昭雄「累積債務問題」(渡部福太郎・松永嘉夫編『新国際経済教室——新しい国際経済体制と日本の対応を考える』有斐閣 1992年)。
- (14) SELA, *The Bush Enterprise for the Americas Initiative: A Preliminary Analysis by the SELA Permanent Secretariat*, SP/CL/XVI. O/DT, Sept. 1990.
- (15) SELA, *The Enterprise for the Americas*
- (16) このような考え方については、ECLAC, *Changing Production Patterns with Social Equity*, 1990. の特にCh.VI/INTAL, "Nuevo concepto de integración," *Integración Latinoamericana* (enero-febrero, 1990).
- (17) 経済統合の再活性化については、細野昭雄「北米自由貿易協定と中南米の経済統合」(『国際問題』391号 1992年10月) /INTAL, *El proceso de integración en América Latina en 1990*, Buenos Aires, 1992.

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

細野昭雄「米州関係の再編とラテンアメリカの経済統合」細野昭雄・畠恵子編『ラテンアメリカの国際関係』新評論 1993年。

〈外国語文献〉

- The Governments of Canada, Mexico and U. S. A., *Description of the Proposed North American Free Trade Agreement*, August, 1992.
- INTAL, *Integración latinoamericana : Nuevo concepto de integración* (enero-febrero, 1992).
- Serra Puche, Jaime, *Conclusión de la negociación del tratado de libre comercio entre México, Canadá y Estados Unidos*, 1992.